

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年12月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：インド 担当：南アジア部
案件名：ワイナード地域総合コミュニティ開発事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年2月下旬～2014年9月下旬

2 参加要件

海外における地域開発・生計向上に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年1月8日から2013年1月10日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年1月8日から2014年1月14日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年1月24日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：2月上旬

(5) 契約交渉：2月上旬～2月中旬

5 業務の目的

ケララ州の社会指標はインドの中では比較的良好である一方、発展から取り残された住民も多く存在し、ジニ係数がインドの中で最も高く（インド農村部0.291・同ケララ州0.417、インド都市部0.382・同ケララ州0.498）、経済格差が最も大きい州である。中でも、ワイナード県は、ケララ州北西部の西ガーツ山脈の山間地帯に位置し、住民の大部分は農業に従事している。指定部族の人口が多いこともあり、同県は州内で最も貧困率が高く（州平均42%に対してワイナード県57%（州統計基準））、人間開発指数（州内全14県中13位）及びジェンダー開発指数（同12位）も州内で最も低い県の一つである。また、生活基礎インフラ欠乏率（Index of Deprivation）（同14位）が高く、計画委員会による全国250の後発地域（the most backward district）の1つとされている。さらに、農業の転作等による土壌保水力の低下が原因と考えられる水資源不足などの環境問題が深刻になっている。州内の格差解消及び貧困削減のためには、農業のみならず新たな生計手段獲得による所得水準の向上、道路・給水等の生活基礎インフラの整備、生態系回復等による水資源確保及び環境改善が必要な状況である。

対インド国別援助計画では、社会的弱者に十分配慮しつつ、経済的・社会的格差及び貧困の悪循環に対し、特に農村部住民の所得向上及び雇用促進の支援の必要性を掲げており、同様に対インドJICA国別分析ペーパー（2012年）においても、貧困削減のための対応として、農村部におけるインフラ整備、農業開発及び保健医療等の基礎的社会サービスの向上が重要であると分析している。また実際に、JICAは、母子保健、森林保全、及び農村における雇用促進・生計手段の確保等の事業支援を通じ、貧困層への支援を行っており、具体的には、1996年にケララ州において、「アタパディ地域環境保全総合開発事業」に51億円の供与実績がある。同事業の事後評価では、持続可能な生計向上支援及び生活基盤の整備を図った同事業が、荒廃した土地の回復と住民の組織化に高い効果を上げたとし、他の類似地域への支援の拡大の必要性を示唆していた。

かかる状況において、2012年に「ワイナード地域総合コミュニティ開発事業」（以下「本事業」という。）に関する詳細事業計画書（Detailed Project Report。F/Sに相当するものであり、以下「DPR」という。）、2013年に、当初のDPRを見直した上でのコンセプト・ノート（以下「CN」という。）が、ケララ州アタパディ丘陵地区開発組織より提出された。しかしながらDPR及びCNにおいては、具体的な課題、客観的な統計データ等に基づく事業内容の必要性や、提案されている活動の実施方法や体制等が十分に説明されておらず、JICAとして支援するためには、更なる追加調査が必要である。

本調査は想定される円借款事業内容の必要性・妥当性を確認し、DPR及びCNで提示されている当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ケララ州ワイナード県

(2) 相手国関係機関等

インド地方自治省（Ministry of Panchayat Raj）

ケララ州アタパディ丘陵地区開発組織（Attappady Hills Area Development Society: AHADS）

(3) 業務内容

- ア 生計向上、地域インフラ整備、環境改善等に関する基礎情報収集
- イ 事業の目的、内容、及び事業費の確認
- ウ 事業の実施スケジュール、及び実施方法（調達・施工）の確認
- エ 事業実施、操業・運営・維持管理体制の確認
- オ 環境面、及び社会面の配慮事項の確認（環境社会配慮、先住民族フレームワーク、ジェンダー等）
- カ 有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報の収集
- キ 既存の詳細事業計画書（Detailed Project Report：DPR）の精査、修正

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2014年2月下旬)
- (2) プロGRESS・レポート (2014年6月中旬)
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート (2014年7月下旬)
- (4) ファイナル・レポート (2014年8月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/案件形成（評価対象予定者）
- (2) 地域開発・生計向上支援（評価対象予定者）
- (3) 植林・森林管理
- (4) 農業・農村開発
- (5) 土壌保全
- (6) 環境社会配慮・行政組織

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。